

平成 23 年 8 月 1 日現在

森林・環境税の考え方（制度案）

岐 阜 県

1 新たな税の名称

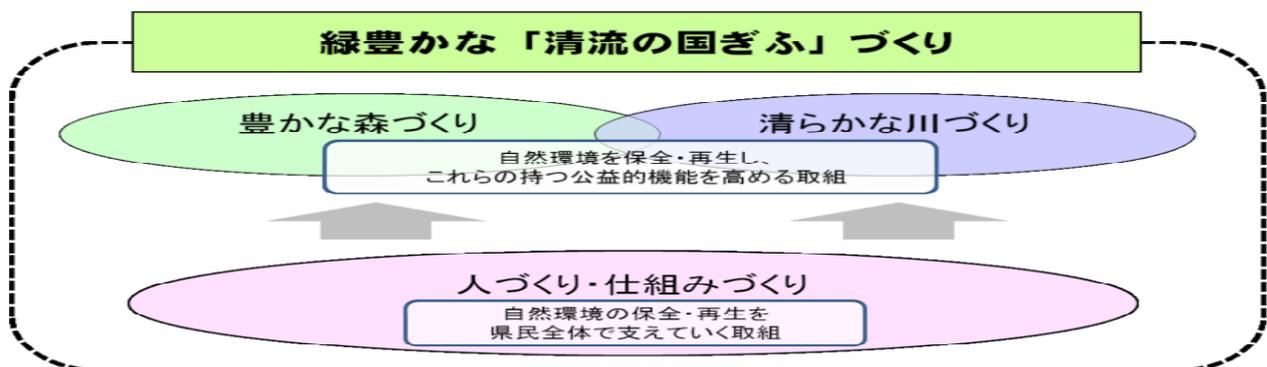
（仮称）清流の国ぎふ森林環境税

2 森林・環境施策の方向性

平成22年6月に開催した「全国豊かな海づくり大会」で培った、森・川・海のつながりの中での環境保全の意識を継承し、さらに喫緊の課題となっている地球環境の保全にも応えながら、本県のアイデンティティである「清流」を守り育て、緑豊かな「清流の国ぎふ」づくりを県民協働で推進することが、これからの森林・環境行政において求められています。

また、東日本大震災により、改めて自然の恵みを大切にすることや森林をはじめとする自然環境を守っていくことの重要性が高まるとともに、再生可能なエネルギー源の一つである木質バイオマスの関心もますます高まっています。

このようなことから、県土の8割を占める森林や日本海・太平洋にそそぐ河川など、本県の恵まれた自然環境を保全・再生し、これらの持つ公益的機能をより高める取り組みを早急かつ確実に進めること、また、森林や河川は県民の共有財産という認識のもと、これらの持つ公益的機能を県民が将来にわたり享受できるよう、その保全・再生を県民全体で支えていく取り組みを併せて進めることが必要であると考えます。



3 必要となる施策

（1）新たな視点に立った施策展開

緑豊かな「清流の国ぎふ」づくりを推進するため、県民の理解のもと、森・川・海のつながりを通じた『環境保全』と『県民協働』という新たな視点に立った施策を展開します。

- 木材生産を目的としたこれまでの林業施策ではない、公益的機能の発揮を重視した森づくりを進めるための施策
- 多様な生物や水環境の保全を進めるための施策
- 地域課題への対応や県民の主体的な参画を促進するための施策

(2) 使途の基本的な考え方

具体的な施策の策定に当たっては、事業効果が広く県民全体に及び、公共性・公益性が高く、事業内容が県民にはっきりと見える事業であることを基本とします。

(3) 具体的施策の内容

具体的施策として、『豊かな森づくり・清らかな川づくり』『人づくり・仕組みづくり』の柱立てのもとに5つの施策とし、その概要については、以下のとおりです。

[具体的施策のイメージ]



I 豊かな森づくり・清らかな川づくり

① 環境保全を目的とした人工林の整備 **新規**

[施策概要とその必要性]

水源となる奥山林や水源林、水質保全に役立つ溪流沿いの溪畔林、山地災害防止のために重要な森林において、針広混交林化などの森林整備を進める。

- ・ 地理的に条件が悪く採算性が低い人工林では、森林所有者による手入れが進みにくく、森林の公益的機能の低下が懸念されています。

[事業内容]

- 森林所有者に代わって林業事業者等が行う間伐などの森林整備に対する助成。
- 荒廃した森林又はその恐れのある森林の公有地化に対する助成。

② 里山林の整備・利用の促進 **新規**

[施策概要とその必要性]

住民に身近な環境である、広葉樹を中心とした里山林の整備を進めるとともに、持続的な取り組みとなるよう、里山林の資源を有効活用する仕組みづくりを行う。

- ・ 生活様式の変化に伴い、利用されないまま放置された里山林は、竹やツルが繁茂し、人と野生鳥獣との境界である緩衝帯としての役割がなくなり、人々の生活や農林業への鳥獣被害が拡大しています。
- ・ また、明るい場所を好む野草や昆虫、鳥類など多種多様な生物の生息地としての役割も失われつつあります。

[事業内容]

- 広葉樹林の整備や侵入竹林の除去、森林病虫害や鳥獣害の防除などの里山林整備・管理に対する助成。

③ 生物多様性・水環境の保全 **新規・拡充**

[施策概要とその必要性]

豊かな自然環境を保全するため、野生生物の保護管理、里地や身近な水辺の保全等に取り組む。

- ・ 絶滅の恐れがある野生生物の種類が増加や、地域固有の生態系に影響を及ぼす外来生物の繁殖、さらには、野生動物による農作物や森林への被害の増加が顕著になっています。
- ・ 生物多様性や水環境は、いったん破壊されると復元が困難であり、保全活動の継続的な取り組みが必要となります。

[事業内容]

- 希少野生生物の保護や外来生物の駆除を含む野生生物保護管理
県内に生息するイタセンパラ等の希少野生生物の保護、外来生物の駆除に加え、近年急速に拡大してきたニホンジカ等野生動物による農林水産業、生態系等の被害を減らすための捕獲の促進、捕獲の担い手確保、研究機関との連携。

○ 里地の生態系保全

水田やため池をはじめとした里地の生態系保全活動のモデル事業として、外来生物の駆除、生き物に配慮した水路の整備、水田魚道の設置など生態系ネットワークの復活に取り組む活動を支援。

○ 水みちの連続性を確保しつつ、流域全体で取り組む河川環境保全

河川に設置された魚道の維持管理や中小河川も含めて上下流地域が連携して取り組む河川清掃。

④ 公共施設等における県産材の利用促進 **拡充**

[施策概要とその必要性]

公共施設等の木造化や木質バイオマス利用等の取り組みを強化する。

- ・ 木材はCO₂を固定することにより、地球温暖化の防止に役立つ再生可能な資源であり、これからの低炭素社会づくりへの貢献が期待されていることから、従来の木材需要拡大の観点に加え、一層の利用促進が必要と考えます。

[事業内容]

- 公共施設のうち、特に普及啓発効果の高い教育関連施設等の木造化や内装の木質化、木製の机・椅子の導入に対する助成。
- 環境学習等で必要な木製学習教材（木のおもちゃ、木材加工キット等）の導入に対する助成。
- 公共施設等における木質ペレットやチップを利用する木質ボイラー等の導入に対する助成。

II 人づくり・仕組みづくり

⑤ 地域が主体となった環境保全活動の促進 **新規**

[施策概要とその必要性]

地域が主体となった森林づくりや水環境保全等の活動を促進するため、市町村やNPOなどが行う取り組みを支援する新たな制度を創設する。
また、人づくりの観点から、県として主体的に環境教育を推進する。

- ・ 豊かな森づくり・清らかな川づくりを担う人材を育成するためには、地域が主体となった活動を支援することが重要です。
- ・ 地域によって森林・環境を取り巻く課題は様々であり、その課題解決を図るための地域の取り組みに対する柔軟な支援制度がありません。
- ・ 市町村の区域を超えた広域的な活動を支えている、NPOやボランティア団体による環境保全活動は増えつつあるものの、資金面での課題があります。
- ・ 市町村やNPO等の協力も得ながら、上下流の連携による取り組みを進める必要があります。

[事業内容]

- 市町村やNPOなどの創意工夫による様々な活動に対する助成。
- 環境教育を担う人材の育成や環境教育の機会の提供などの実施。
- 地域が主体となった活動を誘発するための普及啓発の実施。

4 必要となる経費

今後必要となる施策を実施するために必要な県費は、今後5年間で約60億円と試算し、単年度平均すると約12億円となります。

(単位：億円)

施 策	今後5年間に想定される必要額	年間必要額
I 豊かな森づくり・清らかな川づくり	57.5	11.5
① 環境保全を目的とした人工林の整備	28.0	5.6
② 里山林の整備・利用の促進	3.0	0.6
③ 生物多様性・水環境の保全	12.5	2.5
④ 公共施設等における県産材の利用促進	14.0	2.8
II 人づくり・仕組みづくり	2.5	0.5
⑤ 地域が主体となった環境保全活動の促進	2.5	0.5
合 計	60.0	12.0

5 新たな財源の必要性

(1) 施策の緊急性

森林の荒廃などによる公益的機能の低下への危惧が増しており、地球温暖化防止や生物多様性確保への対応も待たなしの状況にあることを考慮すると、本県の自然環境を保全・再生するためには、これまでの既存の施策に加え、新たな施策を緊急的かつ継続的に行うことが必要な状況にあります。

(2) 県の財政状況

平成21年度から10年間の行財政改革の方向性を明らかにした「岐阜県行財政改革指針」を策定し、行財政改革に取り組んでいます。このうち、特に平成21年度から平成24年度までの4年間で「緊急財政再建期間」と位置づけ、「行財政改革アクションプラン」を策定し、徹底した行財政改革を実行しています。

この期間に、あらゆる角度から現在の財政構造を見直し、アクションプランを着実に実行することにより、起債許可団体から早期に脱却し、平成25年度当初予算での構造的な財源不足の解消に向け、持続可能な財政基盤の確立を目指しています。

また、平成25年度以降も厳しい財政状況が継続することを想定しています。

(3) 新たな財源の確保

こうした中、これまでの既存の施策に加え、新たな施策を行う場合には、引き続き徹底した行財政改革を行うことを前提に、新たな財源を求めざるを得ない状況にあります。

(4) 国の税導入との関係

国において、地球温暖化対策税の導入が検討されており、その用途について施策の方向性が同じものがある場合には、事業の上乗せや拡大など有効活用を図ります。

6 費用負担の方法

(1) 県民税均等割の超過課税方式の採用

本県の恵まれた自然環境の保全、再生を通じて得られる恩恵は、全ての県民が享受していること、また、今後新たに必要となる施策は社会全体で支えていくことを基本的な考え方としていることから、県民や企業に広く公平に負担いただく「県民税均等割の超過課税方式」を採用します。

また、この方式は、既存の税制度を活用することから仕組みが簡便で、徴税コストも新たな税制度を創設するより安価であるなどのメリットがあります。

さらに、新たな負担は、県民一人ひとりが本県の恵まれた自然環境の価値やそれらを保全・再生することの重要性に対する理解・関心をより一層深め、森づくり・川づくりに積極的、主体的に参画しようとする意識の醸成につながることを期待できます。

(2) 低所得者への配慮

所得のない人や所得金額が一定金額以下の人は、個人県民税の均等割を非課税としており、低所得者へ配慮しています。

(3) 法人における費用負担

法人県民税の均等割は、資本金等の額に応じて段階的に設定されており、公平性を保つため、現行の均等割額に同率で上乘せすることとします。

(4) 県外下流域からの協力

本県の自然が持つ公益的機能の恩恵は、単に岐阜県民だけにとどまるものではなく、特に「水」を通して県外下流域の住民にも広く及ぶものです。

このため、他県の住民に対して課税を求めることはできないものの、上下流域の相互理解を深め、県外下流域から本県の森づくりや川づくりに対して協力が得られる取り組みを進めていく必要があります。

- 平成20年度から導入された「ふるさとぎふ振興寄付金（ふるさと納税制度）」を活用して、本県に多くの寄付が寄せられるよう取り組む。
- 現在実施されている下流域の関係団体や住民等による交流活動を活発化させる。
(例) 富山市民と高山・飛騨市民等との連携による森林保全活動（飛越源流の森づくり）、東濃地域（木曾川、土岐川、矢作川流域）や中濃地域（長良川流域）における上下流の住民が協働した森林保全活動（森の健康診断）など。

7 税 率

税率は、必要な県費及び現行の県民税の個人分と法人分の税収割合が概ね5：1であることを考慮して、下記のとおり設定します。

【個人】 年額 1,000円（現行の均等割額 1,000円）

[納税義務者]

（その年の1月1日現在で）

県内に住所、家屋敷または事務所などを有している人

※納税義務者のうち、次の①、②、③のいずれかに該当する人、税法上の控除対象配偶者・扶養親族を有する人で③に該当する方には課税されない。

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ② 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の人
- ③ 前年の合計所得金額が、市町村の条例で定める金額以下の人

<納税者数 約100万人>

【法人】 年額 現行の均等割額の10%相当額 2千円～8万円
 (現行の均等割額 2～80万円)

区 分 (資本金等の額の区分)	税 率 (年 額)	現行の均等割額 (年 額)
1 千万円以下	2,000円	20,000円
1 千万円超 ～ 1 億円以下	5,000円	50,000円
1 億円超 ～ 1 0 億円以下	13,000円	130,000円
1 0 億円超 ～ 5 0 億円以下	54,000円	540,000円
5 0 億円超	80,000円	800,000円

[納税義務者]

県内に事務所、事業所などを有している法人

<約4万7千法人>

8 徴収方法

(1) 個人の場合

個人県民税に上乘せして徴収します(個人県民税は、個人市町村民税と合わせて市町村が徴収し、県に払い込みます)。

- 給与所得者については、6月から翌年5月までの12回に分けて雇用主が給与から特別徴収して市町村に納入
- 4月1日現在、65歳以上の公的年金等の受給者については、4月から翌年2月までの6回に分けて公的年金等から引き落として(特別徴収)市町村に納入
- 個人事業者等(給与所得者又は公的年金等の受給者以外の者)については、原則として年4回の納期(6月、8月、10月、翌年1月)に分けて、市町村から送付される住民税の納税通知書により市町村へ納付

(2) 法人等の場合

法人県民税の申告納付の際に併せて県が徴収します。

9 課税期間

課税期間は5年間とします。

(1) 課税期間設定の必要性

森林・環境税は、環境保全という政策目標を達成するものであるため、一定期間を経た段階で、施策の効果を検証し、必要に応じて制度の見直しを行います。

(2) 課税期間5年間の妥当性

環境保全のための施策は、その効果を図るうえで、ある程度長い期間を要するものですが、事業の進捗状況や社会経済情勢等の変化を踏まえる必要があることから、5年程度が妥当であると考えます。

県森林づくり基本計画や県環境基本計画など環境保全に関する計画においても、その実施期間を5年としているものがほとんどです。

10 管理方法等

(1) 基金設置による使途の管理

県民税はその使途を特定されない普通税であるため、そのままでは徴収した税収は既存の普通税と区分されません。

新たな財源として上乗せする税収と既存の税収を区分し、その使途を県民に対して明確にするため、新たに基金「岐阜県森林環境税基金（仮称）」を設置し、税収相当額から賦課徴収に要する費用を控除した後の額を積み立てて、毎年度必要となる額を取り崩して施策に充当することとします。

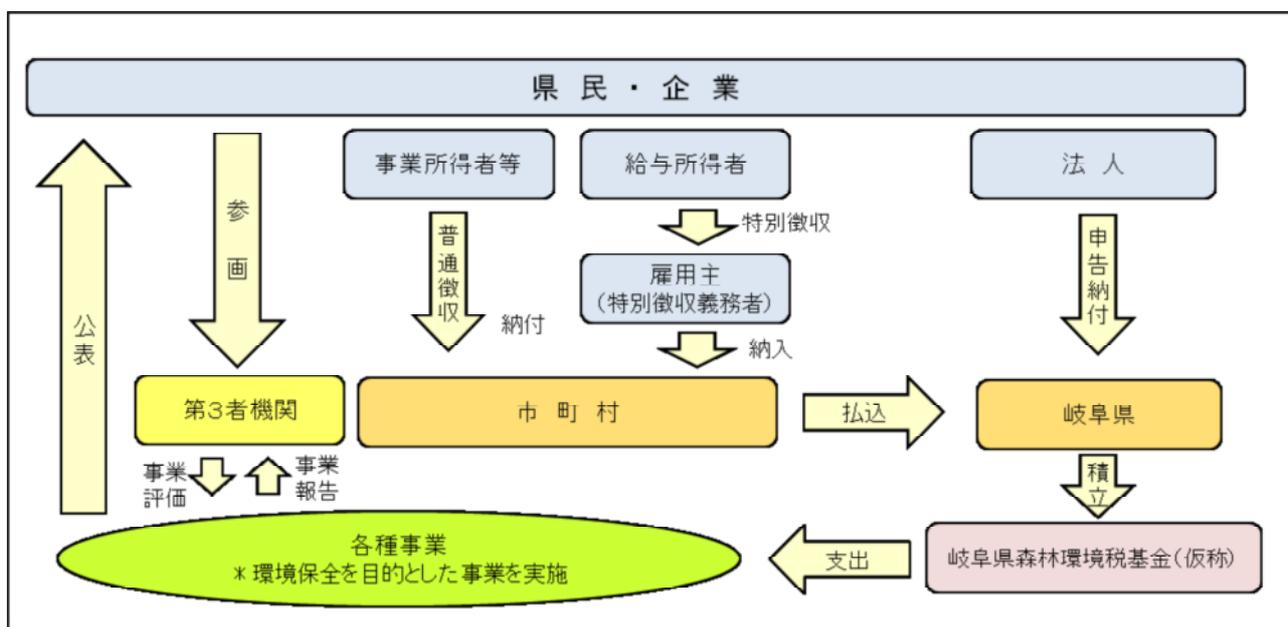
(2) 使途事業実施に伴う透明性の確保

県民意見の反映や事業過程の透明性を確保するため、外部有識者や県民の代表等を構成員とする第三者機関を新たに設置し、使途事業への意見や提案、事業実施後の評価を行います。

毎年実施する使途事業の内容及び結果については、県民に対して公表します。

(3) 効果の検証

課税期間中に使途事業の達成状況や効果を検証し、継続等の見直しを行います。



[森林・環境税による事業の流れ（イメージ図）]